

NPO 法人 Zg 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人 Zg という。ただし読み方はぜいと読む。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都小金井市貫井北町 3 丁目 3 3 番 1 0 号^号-203 シンコーハイム小金井に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)を行い、一般のタクシーより安い料金を実現することによって、高齢者等が移動しやすくなることをもって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(NPO 活動の種類)

第 4 条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、NPO 活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費は徴収しないこととする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、NPO活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、NPO活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	野村 彥
副理事長	沖山 伸一
理 事	六角 明日香
監 事	湊川 直子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円

(2) 年会費 正会員（個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 100円

(100円以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO 法人

- 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）
- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 （どちらかに ○）	（フリガナ）		報酬の有無 （どちらかに ○）	役職名等
		氏名			
1	理事	ノムラツヨシ		有	理事長
		野村 強			
2	理事	オキヤマシン イチ		無	福理事長
		沖山 伸一			
3	理事	ロッカクアス カ		無	理事
		六 南 明日香			
4	監事	ミナトガワナ オコ		無	監事
		湊川 直子			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	

令和7年度

事業計画書

NPO 法人 Zg

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 960 】千

円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
一般乗用旅客自動車運送事業(介護タクシー)	病院、施設等や利用者宅から依頼され、利用者宅から病院や施設等に送迎をする。	成日今年3月31日 人の8月31日 法立～和	井寺府、市目ま 金分、市平ら地 小市、国市中小小的で。	1人	東京都 東内	480人	960

令和8年度

事業計画書

NPO 法人 Zg

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) NPO 活動に係る事業

(事業費の総費用【 3,840 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
一般乗用旅客自動車運送事業（介護タクシー）	病院、施設等や利用者宅から依頼され、利用者宅から病院や施設等に送迎をする。	令和8年4月1日～令和9年3月31日	井寺府、市目ま金分、市平ら地小市、国市中小かの。	1人	東京都東内	1920人	3,840

令和7年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
[A] 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金		
4 事業収益		1,516,800
一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)	1,516,800	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		1,516,800
[B] 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		1,140,000
給料手当	576,000	
役員報酬		
退職給付費用		
福利厚生費	384,000	
事務人件費	180,000	
(2) その他経費		0
会議費		
旅費交通費		
施設等評価費用		
減価償却費		
印刷製本費		
事業費計		1,140,000
2 管理費		
(1) 人件費		60,000
役員報酬	60,000	
給料手当		
退職給付費用		
福利厚生費		
事務人件費		
(2) その他経費		195,000
消耗品費	30,000	
水道光熱費	15,000	
通信運搬費	30,000	
地代家賃	60,000	
旅費交通費		
減価償却費		
駐車場	30,000	
事務用品購入費	30,000	
管理費計		255,000
経常費用計		1,395,000
当期経常増減額 [A] - [B] ... ①		121,800
[C] 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
[D] 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 [C] - [D] ... ②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③		121,800
法人税、住民税及び事業税 ... ④		0
前期繰越正味財産額 ... ⑤		0

[illegible]

8年度 活動予算書(その他事業がない場合)

NPO法人Zg

(単位:円)

科目	金額	小計・合計
[A] 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金		0
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		0
受取補助金		
4 事業収益	6,067,200	6,067,200
一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)		
事業収益		
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		6,067,200
[B] 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		4,560,000
給料手当	2,880,000	
役員報酬		
退職給付費用		
福利厚生費	960,000	
事務人件費	720,000	
(2) その他経費		0
会議費		
旅費交通費		
施設等評価費用		
減価償却費		
印刷製本費		
事業費計		4,560,000
2 管理費		
(1) 人件費		240,000
役員報酬	240,000	
給料手当		
退職給付費用		
福利厚生費		
事務人件費		
(2) その他経費		780,000
消耗品費	120,000	
水道光熱費	60,000	
通信運搬費	120,000	
地代家賃	240,000	
旅費交通費		
減価償却費		
事務用品購入費	120,000	
駐車場	120,000	
管理費計		1,020,000
経常費用計		5,580,000
当期経常増減額 [A] - [B] ... ①		487,200
[C] 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
[D] 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 [C] - [D] ... ②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③		487,200
法人税、住民税及び事業税 ... ④		
前期繰越正味財産額 ... ⑤		121,800

[illegible]

NPO 法人 Zg

設立趣旨書

1 趣旨 高齢化社会の中、身体の状態が悪く公共交通機関(電車やバス、タクシー)を利用できなかったり、自分で自家用車を運転できない高齢者や障害者及び病弱者が数多く存在し、移動が不便で行動範囲が制限されているのが実情です。バスは希望に合った時間の便がなかったり、タクシーは普通の乗用タイプが多く、車椅子や寝たきりの人を運ぶタイプの車両はまだ十分に普及されているとは言えません。ひとりで移動ができない方の車椅子、ベッドからベッドまでの移動・送迎をすることで、高齢者や障害者及び病弱者等の行動範囲の拡大を支援し、豊かな地域社会づくりを推進できます。多くの高齢者や障害者及び病弱者等に対して移送・送迎のサービスを提供し、一般のタクシー事業より安い料金で、公共の福祉に寄与すること及び高齢者がもっと自由に移動できる社会の実現を目的として、介護タクシー事業の開設を決めました。

2 申請に至るまでの経過

介護タクシーは、ご利用者高齢者や障害者及び病弱者の移動又は行動範囲を広げ、より自由な移動をサポートし、安全かつ便利にご利用頂けます。介護タクシー事業を行うためには法人格が必要になります。私たちは、この法人の活動の趣旨が福祉のまちづくりに貢献できる活動であることから、NPO 法人の法人格の取得が適当であると考えました。法人格を取得することで、団体が契約や財産所有の主体となれ、さらに安定した継続的な活動ができます。また、NPO 法人は、所轄庁への事業・会計報告と情報公開の義務や特定非営利活動促進法を遵守する責任があります。役員と社員がそのような義務や責任を自覚することにより、個人・団体・企業から社会的信用や寄付等の支援を受けやすくなり、さらにより多くの高齢者や障害者及び病弱者への支援ができます。

以上の理由により、法人の設立を発起するに至りました。

令和7年9月6日に設立総会を開き、設立の趣旨、定款、令和7年度および令和8年度の事業計画、収支予算、役員の案を審議の上決定しました。

2025 年 9 月 17 日

設立代表者

氏名 野村 強